

# 賃貸住宅融資

## サービス付き高齢者向け 賃貸住宅建設融資

### 物件検査のご案内

物件検査の手続について	1
1 手続の流れ	1
2 設計検査について	1
3 竣工現場検査・適合証明について	5
付 録	7

令和8年4月1日以後借入申込受理用



住まいのしあわせを、ともにつくる。  
住宅金融支援機構

2026年4月作成

## 物件検査の手続について

賃貸住宅融資のご利用にあたっては、建設される賃貸住宅について、住宅金融支援機構（以下「機構」という。）の定める技術基準に適合していることを物件検査により確認します。物件検査は適合証明検査機関※に申請してください。

また、物件検査には、物件検査手数料（申請者負担）が必要です。物件検査手数料は、適合証明検査機関によって異なりますので、ご利用になる適合証明検査機関にお問い合わせください。

※ 機構と協定を締結している指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関です。詳しくは機構ホームページ（<https://www.simulation.jhf.go.jp/flat35/kensakikan/index.php>）をご覧ください。



物件検査とは、機構の定める物件検査方法により確認した範囲において、融資条件である技術基準への適合の可否を判断するために行うものであり、物件検査の申請者に対して住宅の施工上の瑕疵がないことや住宅の性能を保証するものではありません。



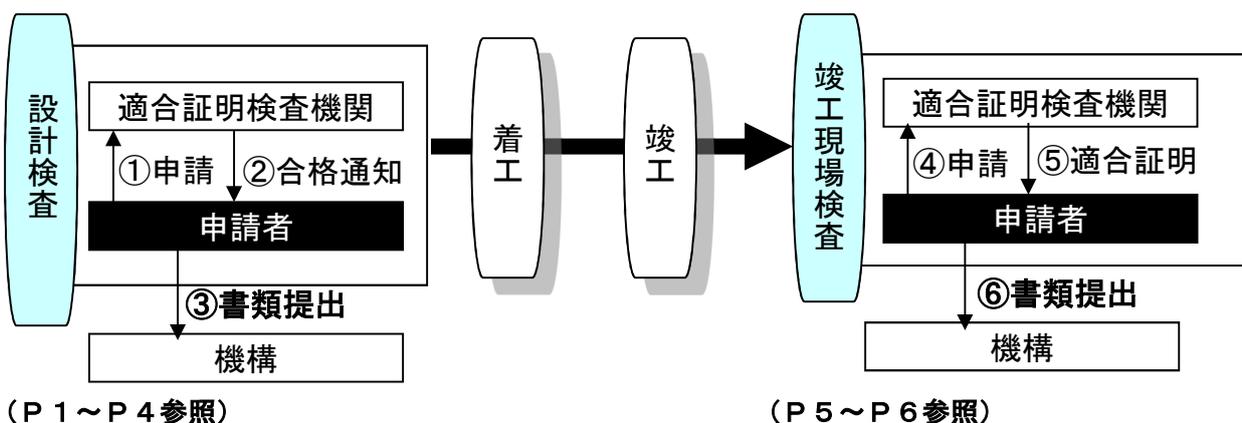
検査機関では、物件検査の申請内容と機構への借入申込内容との照合は行っておりません。物件検査の申請にあたっては、機構への申込み内容をご確認の上、ご申請ください。



以下のいずれかの区域内で賃貸住宅を建設する場合、サービス付き高齢者向け賃貸住宅建設融資をご利用いただけません。

- ・土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）
- ・災害危険区域内の急傾斜地崩壊危険区域
- ・災害危険区域内の地すべり防止区域
- ・浸水被害防止区域

## 1 手続の流れ



## 2 設計検査について

設計検査とは、適合証明検査機関において建設される賃貸住宅が機構の定める技術基準に適合していることを設計図書等により確認する手続です。

## (1) 設計検査の申請時期

原則として、建築確認申請と同時に申請していただきますが、着工後でも申請は可能です。

## (2) 設計検査申請時の提出書類

提出書類	提出部数
① 設計検査申請書（賃貸住宅）（第一面～第三面）[適賃工第1号書式]（※1）	2
② 設計図書（(3)「設計図書」参照）	2
③ サービス付き高齢者向け賃貸住宅バリアフリー基準チェックシート（※1）	2
● ZEHに関する書類（金利引下げ制度を利用する場合）（※2）	
・BELS評価書（住棟評価）（写）（※3）	2
・一次エネルギー消費量算定プログラムの帳票	2
● 長期優良住宅に関する書類（金利引下げ制度を利用する場合）（※4）	
・長期優良住宅に係る認定通知書（写）（※5）	2
・長期使用構造等の確認申請書（写）（※6）	2

※1 書式については、機構のホームページからダウンロードできます。

([https://www.jhf.go.jp/loan/kijyun/kensetsu\\_chintaichintai.html](https://www.jhf.go.jp/loan/kijyun/kensetsu_chintaichintai.html))

※2 設計検査申請時に提出できない場合は、竣工現場検査・適合証明申請時まで提出することが必要です。

※3 [参考書式]設計内容説明書（省エネルギー性）（建築物エネルギー消費性能基準、トップランナー基準又はZEH基準用）によりZEH基準への適合が確認できる場合は、BELS評価書に代えて当該書類の提出でも差し支えありません。

※4 設計検査申請時に提出できない場合は、適合証明交付前までに提出することが必要です。

※5 令和4年10月1日改正後の、長期使用構造等とするための基準に適合する住宅に限ります。

※6 長期優良住宅に係る認定書に記載の申請年月日が令和5年4月1日以後の場合は、提出不要です。

❗ 上記の他、検査に必要な書類の提出を、適合証明検査機関から求められる場合があります。

❗ 機構承認住宅（設計登録タイプ）の場合、提出書類が一部異なります。詳しくは、設計検査必要書類チェックシート（P8）をご覧ください。

❗ 設計検査において、機構への借入申込時から計画変更（敷地、戸数、階数、構造、ZEH・長期優良住宅の取止め等）がある場合は、最後のページの「賃貸住宅融資ご相談窓口」に連絡をお願いします。

### 機構承認住宅（設計登録タイプ）とは・・・

機構の定める技術基準に適合する住宅のうち、同一の型式を繰り返し供給するプレハブ住宅等をあらかじめ承認し、その設計図書を登録した住宅です。

機構承認住宅（設計登録タイプ）の場合は、物件検査申請書類の一部を省略できます。

### (3) 設計図書

(2)の表中の「②設計図書」とは次の書類です。

書類名	明示する事項等
付近見取図	方位、道路及び目標となる建物（現地に行く目安となる事項）
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁並びに敷地に接する道路の位置及び幅員など
平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、壁の位置及び種類、開口部及び防火戸の位置並びに点検口の位置など
立面図 （2面以上）	縮尺及び開口部の位置など
矩計図	縮尺、手すりの位置など
住宅の床面積等 計算図	対象住宅部分の一戸当たりの床面積及び延べ面積、その他住宅部分の一戸当たりの床面積及び延べ面積、非住宅部分の延べ面積の計算図
敷地面積 計算図	敷地面積の計算図
既存建築物の床 面積計算図	既存建築物がある場合のみ。 既存建築物の床面積の計算図 （住宅部分及び非住宅部分に区分したもの）
断面図	縮尺など
仕様書（仕上表 を含む）	上記の図面に明示されない仕様（特に技術基準に関連する仕様など）を記載したもの

#### ❗ 省令準耐火構造の住宅（機構承認住宅（設計登録タイプ）を除く）とする場合

省令準耐火構造の仕様に適合していることを図面や仕上表等で確認できるようにしてください。

特に、壁または天井の防火被覆材を貫通して設備器具（コンセントボックス・ダウンライト・換気ダクト等）を取り付ける場合は、防火被覆材貫通部の設備器具の具体的な仕様を図面に記載してください。また、金属製の枠、金属プレート等が一体となった省令準耐火構造に対応した器具を使用する場合は、当該器具のカタログを添付してください。

#### (4) 設計検査合格後の交付書類

設計検査に合格すると、次の書類が交付されます。機構提出用書類については、速やかに機構に提出してください。

(申請者保管用書類)

交 付 書 類
設計検査に関する通知書（賃貸住宅）（申請者用）[適賃工第2号書式]
設計検査申請書（賃貸住宅）[適賃工第1号書式]（副本）
設計図書等（副本）
サービス付き高齢者向け賃貸住宅バリアフリー基準チェックシート（副本）

(機構提出用書類)

交 付 書 類
設計検査に関する通知書（賃貸住宅）（住宅金融支援機構提出用） [適賃工第3号書式]

#### (5) 設計検査合格後に計画の変更を行う場合

設計検査合格後に計画の変更を行う場合は、竣工現場検査申請書の「計画に関する変更内容又は連絡事項」の欄に変更内容を記入し、変更部分の図面と併せて竣工現場検査申請時に適合証明検査機関へ提出してください。

ただし、大きな計画変更（敷地、戸数、階数、構造、ZEH・長期優良住宅の取止め等）がある場合は、あらかじめ最後のページの「賃貸住宅融資ご相談窓口」にご相談ください。

### 3 竣工現場検査・適合証明について

竣工現場検査とは、建設される賃貸住宅が機構の定める技術基準に適合していることを、竣工した現場において適合証明検査機関が確認する手続です。

#### (1) 竣工現場検査・適合証明の申請時期

竣工現場検査の申請時期は竣工後です。

※竣工現場検査の申請は、検査機関の担当者と具体的な日程をあらかじめ打合わせのうえ、検査希望日の1週間前までに行ってください。

#### (2) 竣工現場検査・適合証明申請時の提出書類

提出書類	提出部数
① 竣工現場検査申請書・適合証明申請書（賃貸住宅）（第一面～第三面） [適賃工第4号書式]	2
② 検査済証の写し ○竣工現場検査・適合証明申請と完了検査申請が同一機関の場合 →提出不要 ○竣工現場検査・適合証明申請と完了検査申請が別の機関の場合 →（検査済証交付後）検査済証（写） ※竣工現場検査に関する通知書・適合証明書の交付は、検査済証（写）の提出後になります。	1
③ 工事内容確認チェックシート（賃貸住宅融資（サービス付き高齢者向け住宅））	2

※①及び③の書式については機構のホームページからダウンロードできます。

([https://www.jhf.go.jp/loan/kijyun/kensetsu\\_chintaichintai.html](https://www.jhf.go.jp/loan/kijyun/kensetsu_chintaichintai.html))

❗ 上記の他、検査に必要となる書類の提出を、適合証明検査機関から求められる場合があります。

❗ 機構承認住宅（設計登録タイプ）の場合、工事内容確認チェックシートが異なります。詳しくは、竣工現場検査・適合証明必要書類チェックシート（P9）をご覧ください。

❗ 省令準耐火構造の住宅（機構承認住宅（設計登録タイプ）を除く）とする場合

防火被覆材貫通部の設備器具について当該器具の納品書又は施工写真を現場検査時に適合証明検査機関に提示する必要があります。

この場合の施工写真は、以下の例のとおり、防火被覆材貫通部の設備器具の種類（コンセントボックス・ダウンライト・換気ダクト等）ごと、及び、それぞれの防火措置の方法ごとに各1枚必要となります。また、この施工写真は、物件名、施工箇所（部位）及び撮影日の表示（黒板等）と一緒に撮影されているものとします。

(例)

- コンセントボックス（鋼製のボックスと金属製プレートを使い分ける）  
：鋼製のボックス設置状況及び金属製プレート設置状況を示す写真（各 1 枚）
- ダウンライト（グラスウールで被覆）  
：ダウンライト設置状況を示す写真（1 枚）
- 換気ダクト（グラスウール被覆ダクトを使用）  
：換気ダクト設置状況を示す写真（1 枚）

### (3) 竣工現場検査合格後の交付書類

竣工現場検査に合格すると、次の書類が交付されます。機構提出用書類については、速やかに機構にご提出ください。

(申請者保管用書類)

交 付 書 類
竣工現場検査に関する通知書・適合証明書（賃貸住宅）（申請者用） [適賃工第5号書式]
適合証明書付表 1（賃貸住宅）[適賃工第4号書式]
竣工現場検査申請書・適合証明申請書（賃貸住宅）[適賃工第4号書式]（副本）
工事内容確認チェックシート（賃貸住宅融資（サービス付き高齢者向け住宅）） （副本）

(機構提出用書類)

交 付 書 類
竣工現場検査に関する通知書・適合証明書（賃貸住宅）（住宅金融支援機構提出用） [適賃工第6号書式]
適合証明書付表 1（賃貸住宅）[適賃工第4号書式]

設計検査必要書類チェックシート・・・・・・・・・・・・・・・・	8
竣工現場検査・適合証明必要書類チェックシート・・・・・・・・	9
物件検査申請書の記載要領・・・・・・・・・・・・・・・・	10

# 設計検査必要書類チェックシート

## 提出書類

### 共通

<input type="checkbox"/>	設計検査申請書（賃貸住宅）（第一面～第三面） [適賃工第1号書式]	2部
<input type="checkbox"/>	設計図書（正本・副本）（下表参照）	2セット

### 設計図書等

通常	機構承認住宅 (設計登録あり)	設計図書等の種類	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	付近見取図	2セット (正本・ 副本)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	配置図	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平面図	
<input type="checkbox"/>		立面図（2面以上）	
<input type="checkbox"/>		矩計図	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	住宅の床面積計算図（対象住宅部分の一戸当たりの床面積、延べ面積、その他住宅部分の一戸当たりの床面積、延べ面積、非住宅部分の延べ面積）	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	敷地面積計算図	
( <input type="checkbox"/> )	( <input type="checkbox"/> )	既存建築物の床面積計算図（既存建築物がある場合に限ります。）	
<input type="checkbox"/>		断面図	
<input type="checkbox"/>		仕様書、仕上表等	
( <input type="checkbox"/> )		省令準耐火構造の場合は次のいずれか <input type="checkbox"/> 機構編著の住宅工事仕様書（木造住宅・枠組壁工法住宅） <input type="checkbox"/> 「機構承認住宅（省令準耐火構造タイプ）承認一覧」に該当する工法の特記仕様書 <input type="checkbox"/> 省令準耐火構造の仕様を確認できるもの 防火被覆材を貫通して設備器具を取り付ける場合 <input type="checkbox"/> 設備の防火被覆材貫通部の措置が明記された設計図書（平面図、仕上表等） 省令準耐火構造に対応した設備器具を使用する場合 <input type="checkbox"/> 使用する器具のカタログ	
	<input type="checkbox"/>	住宅金融支援機構承認住宅承認書（写）	
	<input type="checkbox"/>	構造に応じた次のいずれかの適合仕様シート <input type="checkbox"/> 耐火構造適合仕様シート <input type="checkbox"/> 省令準耐火構造適合仕様シート <input type="checkbox"/> イ準耐火（1時間）構造適合仕様シート <input type="checkbox"/> イ準耐火（45分）構造適合仕様シート <input type="checkbox"/> 〇準耐火構造適合仕様シート	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	サービス付き高齢者向け賃貸住宅バリアフリー基準チェックシート	
( <input type="checkbox"/> )	( <input type="checkbox"/> )	金利引下げ制度を利用する場合は次のいずれか <input type="checkbox"/> ZEHに関する書類（BELS評価書（写）等） <input type="checkbox"/> 長期優良住宅に関する書類（長期優良住宅に係る認定通知書（写）等）	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他検査に必要となる書類	

# 竣工現場検査・適合証明必要書類チェックシート

## 提出書類

通常	機構承認住宅 (設計登録タイプ)	提出書類	部数
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	竣工現場検査申請書・適合証明申請書（賃貸住宅）（第一面）～（第三面） [適賃工第4号書式]	2部
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	検査済証の写し	1部
<input type="checkbox"/>		工事内容確認チェックシート(賃貸住宅融資(サービス付き高齢者向け住宅)) 設計登録タイプ以外用	2部
	<input type="checkbox"/>	工事内容確認チェックシート（賃貸住宅融資・まちづくり融資（賃貸住宅）） 設計登録タイプ用	2部
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他検査に必要となる書類	2部

# 物件検査申請書の記載要領

設計

## 設計検査申請書(賃貸住宅)(第一面)

### 【融資申込日】

融資申込日を記入してください。

申請日: 令和 8 年 5 月 28 日

令和8年4月1日以後  
融資申込受理分から適用

### 【申請日】

設計検査の申請日を記入してください。

※この書式は融資申込受理日が令和8年4月1日以後の場合の書式です。融資申込受理日が令和8年3月31日以前の場合は、使用する書式が異なります。

## 設計検査申請書(賃貸住宅)

(第一面)

1. 独立行政法人住宅金融支援機構の定める技術基準、手続及び申請書第二面の申請者確認事項を了承し、申請書第二面に記載された個人情報の取扱いについて同意の上、次のとおり設計検査を申請します。なお、この申請書及び添付図書等に記載された事項は、事実に相違ありません。記載された事項が万一事実と相違していた場合は、この手続及び交付された設計検査に関する通知書を取り消されても異議ありません。

2. 次表の代理者欄に記載された者にこの申請手続を委任します(代理者欄に記載された場合に限りです)。

手数料請求先 会社名:  所属/担当者名:   
 〒( 000 - 0000 ) 住所:  電話:   
 検査機関名:  殿

### 【建物の名称】

建物が特定できる名称を記入してください。

申請者  
 郵便番号 〒( 000 - 0000 )  
 現住所 奈良県生駒市〇〇台2-3-16  
 電話番号 ( 0743 )-( 00 )-( 0000 )  
 氏名 賃貸 建男  
 代理者  
 (申請者以外が手続する場合に限り記入)  
 郵便番号 〒( 000 - 0000 )  
 現住所 大阪府東大阪市〇〇町5-18  
 電話番号 ( 06 )-( 0000 )-( 0000 )  
 氏名 住構設計室 工事 七郎

### 【建設の場所(地名地番)】

登記上の全ての地名地番を記入してください。

建物の名称   
 建設の場所(地名地番)

### 【融資種別】

融資申込を行う全ての融資種別の□にチェックを入れてください。

「1.賃貸住宅融資(省エネ住宅)」と「2.賃貸住宅融資(サービス付き高齢者向け住宅)」が混在する場合は、両方の□にチェックを入れてください。

「a.一般住宅型」と「b.施設共用型」はいずれか片方のみに入れてください。

融資種別  
 1. 賃貸住宅融資(省エネ住宅)  
 2. 賃貸住宅融資(サービス付き高齢者向け住宅) (  a.一般住宅型  b.施設共用型 )  
 3. まちづくり融資(賃貸住宅)

省エネ性能の  
 賃貸住宅融資(省エネ住宅の場合)  
 1. 一次エネルギー消費量等級5以上  
 2. トップランナー基準

優良な賃貸住宅基準の適用  
 1. 有  2. 無  
 「1.有」を選択した場合は右記を記入してください。  
 省エネルギー性  
 1. 『ZEH-M』  2. Nearly ZEH-M  
 3. ZEH-M Ready  4. ZEH-M Oriented  
 5. 長期優良住宅  
 耐久性・可変性  
 6. 子育て配慮賃貸住宅(安全性・防犯性)(第五面を記入)  
※省エネルギー性又は耐久性・可変性との併用が可能です。  
(注)賃貸住宅融資(省エネ住宅)又はまちづくり融資(賃貸住宅)に限りです。  
 安全性・防犯性  
 7. 子育て配慮賃貸住宅(遮音性)(第五面を記入)  
※省エネルギー性又は耐久性・可変性との併用が可能です。  
(注)賃貸住宅融資(省エネ住宅)又はまちづくり融資(賃貸住宅)(一戸建て以外)に限りです。  
 遮音性

融資申込日 令和 8 年 5 月 12 日 (注)令和8年3月31日以前の融資申込みの場合は本書式を使用できません。

### 【金利引下げ制度の適用】

適合する項目にチェックを入れてください。

【検査機関記入欄】

※検査機関受付欄	※検査者名	※決裁者名	※整理簿記録照合欄

記載しないでください。

### 【連絡事項】

住宅の構造及び工法が変わるなどの大きな計画変更により、必要に応じて再度設計検査の申請を行う場合、その旨を記入してください。

設計検査申請書(賃貸住宅)(第二面)

【対象区域】

住宅の一部又は全部が、枠内の区域に含まれていないことを確認してください。

令和8年4月1日以後  
融資申込受理分から適用

[適貸工第1号書式]

設計検査申請書(賃貸住宅)

(第二面)

「賃貸住宅融資(省エネ住宅)又は「賃貸住宅融資(サービス付き高齢者向け住宅)」の場合の確認事項	<p>■ 申請住宅が以下の区域内に含まれないことを確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)</li> <li>・災害危険区域内の急傾斜地崩壊危険区域 ※</li> <li>・災害危険区域内の地すべり防止区域 ※</li> <li>・浸水被害防止区域(賃貸住宅融資(サービス付き高齢者向け住宅)に限る。)</li> </ul> <p>(注) 申請住宅が上記の区域内に含まれる場合、賃貸住宅融資(省エネ住宅)及び賃貸住宅融資(サービス付き高齢者向け住宅)を利用することができないのでご注意ください。</p> <p>※災害危険区域内であるが、急傾斜地崩壊危険区域及び地すべり防止区域に該当しない場合(いずれかにチェック)</p> <p><input type="checkbox"/> 各都道府県が公表しているハザードマップ等で確認しました。 ⇒本申請書に併せて、ハザードマップ等の写しを提出します。</p> <p><input type="checkbox"/> 区域が確認できる機関等(例:土木事務所)に確認しました。</p> <p>確認日: 令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日</p> <p>確認先: <input type="text"/></p> <p>確認者: <input type="text"/></p>			
	工期	着工予定日	竣工予定日	
	令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日		
建築主 ※	建築主名			
	郵便番号・住所	〒( )-( )		
照会先 ※	名称・電話番号	( )-( )-( )		
	郵便番号・住所	〒( )-( )		
	区分	<input type="checkbox"/> 1.設計者 <input type="checkbox"/> 2.工事監理者 <input type="checkbox"/> 3.工事請負者 <input type="checkbox"/> 4.事業主 <input type="checkbox"/> 5.販売代理 <input type="checkbox"/> 6.その他( )		

※ 申請者又は代理者と異なる場合は、記載を省略して差し支えありません。

＜申請者確認事項＞

- 1 独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」といいます。)の融資の利用に際しては、機構の定める次の要件に該当する必要があることについて承知しており、これらの要件について確認しています。
  - (1) 賃貸住宅に関する技術的基準に適合していること。
  - (2) 敷地面積、1戸当たりの床面積、対象住宅の延べ面積、全体の延べ面積に占める非住宅等の延べ面積の合計の割合、建設費等の賃貸住宅融資の要件に適合していること。
- 2 申請住宅についての適合証明は、機構の定める物件検査方法により確認した範囲において、融資条件である技術基準への判断を行うために行うものであり、申請者に対して住宅の施工上の瑕疵がないこと及び住宅の性能を保証するものではないとします。
- 3 申請住宅の建築に際し、都市再生特別措置法(平成12年法律第22号)第88条第1項の規定による届出(建築行為に係る届出)をした者が、同条第3項及び第5項に規定する市町村長の勧告を受け、これに従わなかった旨の公表の措置を受けていないこと、当該申請住宅は賃貸住宅融資を利用できないことを承知しています。

＜個人情報の取扱い＞

- 1 個人情報を利用する業務の内容及び目的
 

検査機関は、個人情報の保護に関する法令に基づき、申請者(以下「お客さま」といいます。)から提供を受けた個人情報を次の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

  - (1) 業務内容
    - ア 住宅に関する検査を行い、機構融資に関する技術的基準に適合することを証明する業務(以下「適合証明業務」といいます。)
    - イ その他これらに付随する業務
  - (2) 利用目的
 

設計検査の申請に際して取得した個人情報は、次の目的で利用します。

    - ア 検査機関が行う適合証明業務の実施のため
    - イ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
    - ウ その他お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- 2 機構等への個人情報の提供
 

検査機関は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第27条第1項各号に掲げる場合を除き、お客さまから提供を受けた個人情報を第三者に提供することはありません。

ただし、個人情報の保護に関する法令に基づくお客さまの同意を得た上で、次表のとおり利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を機構等に提供することがあります。

個人情報の提供先	提供先の利用目的	提供する個人情報
機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適合証明業務の適切かつ円滑な実施のために必要な情報の収集等</li> <li>・機構が行う融資の対象となる住宅等の審査及びその他の事務</li> <li>・住宅ローンや住宅関連の情報提供・市場調査や分析・統計の実施</li> <li>・アンケートの実施等による機構に関連する商品やサービスの研究・開発</li> </ul>	設計検査申請書に記載されたお客さまの属性(氏名、住所、電話番号等)、申請に関する住宅情報(所在地、構造、面積、仕様等)

【照会先】

申請者又は代理者と異なる場合は、申請住宅の担当者の連絡先を記入してください。

設計検査申請書(賃貸住宅)(第三面)

【構造】

「3.準耐火」は、省令準耐火構造を含みます。  
 「6.まちづくり省令準耐(耐久性)」は、まちづくり融資(賃貸住宅)の場合のみ選択できます。

【戸建型式】

「1.一戸建て」は、まちづくり融資(賃貸)の場合のみ選択できます。

【階数】

建築確認と同じ階数を記入してください。

【住宅総戸数】

「対象住宅の戸数」と、「その他の住宅の戸数」の合計戸数を記入してください。

【棟数】

賃貸住宅の棟数を記入してください(駐輪場等は除きます)。

【敷地面積】

建築確認と同じ敷地面積としてください(複数棟の住宅がある場合はその合計の敷地面積を記入してください)。

[適賃工第1号書式]

設計検査申請書(賃貸住宅)

令和8年4月1日以後  
融資申込受理分から適用

(第三面)

建物の構造等	構造 ※1 まちづくり融資(賃貸)の場合のみ	<input type="checkbox"/> 3.準耐火(6を除く。)( <input type="checkbox"/> 1.準耐 <input type="checkbox"/> 2.ロ準耐 <input type="checkbox"/> 3.省令準耐火) <input checked="" type="checkbox"/> 5.耐火 <input type="checkbox"/> 6.まちづくり省令準耐(耐久性) *機構承認住宅(省令準耐火構造タイプ)の場合:承認番号( )					
	階数	地上	4	階	地下	0	階
敷地面積	戸建型式 まちづくり融資(賃貸)の場合のみ	<input type="checkbox"/> 2.連続建て <input type="checkbox"/> 3.重ね建て <input checked="" type="checkbox"/> 1.一戸建て <input type="checkbox"/> 4.共同建て		住宅総戸数	24		戸
	敷地面積	765	08	㎡	棟数	1	
工法	<input type="checkbox"/> 1.在来木造 <input type="checkbox"/> 2.プレハブ(木質系) <input type="checkbox"/> 3.プレハブ(鉄骨系) <input type="checkbox"/> 4.プレハブ(コンクリート系) <input type="checkbox"/> 5.組壁工法(ツーバイフォー工法) <input type="checkbox"/> 6.丸太組構法 <input checked="" type="checkbox"/> 7.鉄骨造・RC造等						
	機構承認住宅(設計登録タイプ)の場合	会社名( )		承認番号( )			
非住宅等の融資有無 ※2	<input type="checkbox"/> 1.融資対象 <input type="checkbox"/> 2.融資対象外		複数棟の場合	<input type="checkbox"/> 1.全体総括 <input type="checkbox"/> 2.各棟(グループ)			

※1 建物の構造について、「6.まちづくり省令準耐(耐久性)」を選択する場合は、「3.準耐火(6を除く。)」欄を選択しないでください。

※2 非住宅等の融資対象・融資対象外の選択について

機構に融資申込みした内容に従い記入してください。なお、非住宅等が融資対象となる場合は、対象住宅に加え、非住宅等にも防火区画の基準が適用されますのでご注意ください。

○床面積表(賃貸住宅融資(サービス付き高齢者向け住宅)の場合は記入不要)

区分		戸数	面積(㎡)
対象住宅 (賃貸住宅融資(省エネ住宅) ・まちづくり融資(賃貸住宅))	対象住宅の1戸当たりの床面積合計[A]	戸	㎡
	対象住宅の延べ面積 [(A×定率 ※3) = B] 又は [(A+共用部分等の実測面積) = B]	-	㎡
	非住宅	-	㎡
非住宅等	その他住宅 (賃貸住宅の所有者の自宅、 小規模住宅等)	戸	㎡
	その他住宅の延べ面積[(C×定率 ※3) = D]	-	㎡
	非住宅等の延べ面積の合計[(D+E) = F]	-	㎡
建物全体の延べ面積[(B+F) = G]		-	㎡

※3 定率について

1戸当たりの床面積の合計から延べ面積を算定する際の定率は次のとおり。

- ・共同建てで地上階数6階以上の場合は、1.31
- ・共同建てで地上階数5階以下の場合は、1.13
- ・重ね建て・連続建ての場合は、1.00(割増なし)

<面積要件についての注意事項>

1戸当たりの床面積、敷地面積、対象住宅の延べ面積、建物全体の延べ面積に占める非住宅等の延べ面積の合計の割合については、適合証明においては申請された面積が適切に算定されていることのみを確認しております。下限値等の要件については機構に確認が必要です。

<複数棟一括申請の場合について>

複数棟一括申請の場合で、棟により、戸建型式、構造、階数、工法が異なるときは、それぞれのグループごと及び全体の総括(住宅総戸数、敷地面積、棟数及び床面積表(総計)を記載)を作成してください。

2026年4月

【工法】

プレハブ等の場合で機構承認住宅(設計登録タイプ) ※である場合は、「機構承認住宅(設計登録タイプ)の場合」の会社名、承認番号を記入してください。  
 ※機構があらかじめ工法等について登録を行った住宅

設計検査申請書付表

サービス付き高齢者向け賃貸住宅バリアフリー基準チェックシート

次のとおり住宅金融支援機構の定めるバリアフリー基準に適合する工事を実施します。

専用部分(第一面)

申請者名 賃貸 建男

工事監理者名 住構建設 工事 監次郎  
(又は工事施工者名)

(工事監理者がいない場合は、工事施工者が記名してください。)

項目	基準の内容	申請者確認欄
段差	日常生活空間(高齢者の利用を想定する一の主たる玄関、便所、浴室、脱衣室、洗面所、寝室(以下「特定寝室」という。)、食事室及び特定寝室の存する階(接地階(地上階のうち最も低い位置に存する階をいう。))を除く。))にあるバルコニー、特定寝室の存する階にあるすべての居室並びにこれらを結ぶ一の主たる経路をいう。以下同じ。)内の床が、段差のない構造(5ミリメートル以下の段差が生じるものを含む。以下同じ。)であること。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。 ① 玄関の出入口の段差で、くつずりと玄関外側の高低差を20ミリメートル以下とし、かつ、くつずりと玄関土間の高低差を5ミリメートル以下としたもの ② 玄関の上りかまちの段差 ③ 勝手口その他屋外に面する開口部(玄関を除く。以下「勝手口等」という。)の出入口及び上りかまちの段差 ④ 居室の部分の床のうち次に掲げる基準に適合するものとその他の部分の床の300ミリメートル以上450ミリメートル以下の段差 a 介助用車いすの移動の妨げとならない位置に存すること。 b 面積が3平方メートル以上9平方メートル(当該居室の面積が18平方メートル以下の場合にあつては、当該面積の2分の1)未満であること。 c 当該部分の面積の合計が、当該居室の面積の2分の1未満であること。 d 長辺(工事を伴わない撤去等により確保できる部分の長さを含む。)が1,500ミリメートル以上であること。 e その他の部分の床より高い位置にあること。 ⑤ 浴室の出入口の段差で、20ミリメートル以下の単純段差(立ち上がり部分が一の段差をいう。以下同じ。)としたもの又は浴室内外の高低差を120ミリメートル以下、また高さ180ミリメートル以下とし、かつ、手すりを設置したもの ⑥ バルコニーの出入口の段差。ただし、接地階を有しない住戸にあつては、次に掲げるもの並びにバルコニーと踏み段(奥行きが300ミリメートル以上で幅が600ミリメートル以上であり、当該踏み段とバルコニーの端との距離が1,200ミリメートル以上であり、かつ、1段であるものに限る。以下同じ。)との段差及び踏み段とかまちとの段差で180ミリメートル以下の単純段差としたものに限る。 a 180ミリメートル(踏み段を設ける場合にあつては、360ミリメートル)以下の単純段差としたもの b 250ミリメートル以下の単純段差とし、かつ、手すりを設置できるようにしたもの c 屋内側及び屋外側の高さが180ミリメートル以下のまたぎ段差(踏み段を設ける場合にあつては、屋内側の高さが180ミリメートル以下で屋外側の高さが360ミリメートル以下のまたぎ段差)とし、かつ、手すりを設置できるようにしたもの	<input checked="" type="checkbox"/>
	日常生活空間外	日常生活空間外の床が、段差のない構造であること。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。 ① 玄関の出入口の段差 ② 玄関の上りかまちの段差 ③ 勝手口等の出入口及び上りかまちの段差 ④ バルコニーの出入口の段差 ⑤ 浴室の出入口の段差 ⑥ 室内又は室の部分の床とその他の部分の床の90ミリメートル以上の段差
通路及び出入口の幅	日常生活空間内の通路の有効な幅員が780ミリメートル(柱等の箇所にあつては750ミリメートル)以上であること。	<input checked="" type="checkbox"/>
出入口の幅	日常生活空間内の出入口(バルコニーの出入口及び勝手口等の出入口を除く。)の幅員(玄関及び浴室の出入口については、開き戸にあつては建具の厚み、引き戸にあつては引き残しを勘案した通行上有効な幅員とし、玄関及び浴室以外の出入口については、軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。)が750ミリメートル(浴室の出入口にあつては600ミリメートル)以上であること。	<input checked="" type="checkbox"/>
階段	住戸内の階段の各部の寸法は、次の各式に適合していること。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合にあつては、この限りでない。 イ 勾配が21分の22以下であり、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550ミリメートル以上650ミリメートル以下であり、かつ、踏面の寸法が195ミリメートル以上であること。 ロ 蹴込みが30ミリメートル以下であること。 ハ イに掲げる各部の寸法は、回り階段の部分においては、踏面の狭い方の端から300ミリメートルの位置における寸法とすること。ただし、次のいずれかに該当する部分にあつては、イの規定のうち各部の寸法に関するものは適用しないものとする。 ① 90度屈曲部分が下階の床から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が全て30度以上となる回り階段の部分 ② 90度屈曲部分が踊場から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が全て30度以上となる回り階段の部分 ③ 180度屈曲部分が4段で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が下から60度、30度、30度及び60度の順となる回り階段の部分	<input type="checkbox"/>

2021年4月

「基準の内容欄」に記載の基準に適合していることを確認し、「申請者確認欄」にチェックを入れてください。なお、専用部分に「階段」がないなど、該当しない項目についてはチェックは不要です。

専用部分(第二面)

項目	基準の内容	申請者確認欄												
手すり	<p>手すりが、次の表の空間の項に掲げる場所ごとに、それぞれ手すりの設置の基準の項に掲げる基準に適合していること。ただし、便所、浴室、玄関及び脱衣室にあっては、日常生活空間内に存するものに限る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>空間</th> <th>手すり設置の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>階段</td> <td>少なくとも片側(勾配が45度を超える場合にあっては両側)に、かつ、踏面の先端からの高さが700ミリメートルから900ミリメートルの位置に設けられていること。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合にあっては、この限りでない。</td> </tr> <tr> <td>便所</td> <td>立ち座りのためのものが設けられていること。</td> </tr> <tr> <td>浴室</td> <td>浴槽出入りのためのものが設けられていること。</td> </tr> <tr> <td>玄関</td> <td>上がりかまち部の昇降や靴の着脱のためのものが設置できるようになっていること。</td> </tr> <tr> <td>脱衣所</td> <td>衣服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。</td> </tr> </tbody> </table>	空間	手すり設置の基準	階段	少なくとも片側(勾配が45度を超える場合にあっては両側)に、かつ、踏面の先端からの高さが700ミリメートルから900ミリメートルの位置に設けられていること。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合にあっては、この限りでない。	便所	立ち座りのためのものが設けられていること。	浴室	浴槽出入りのためのものが設けられていること。	玄関	上がりかまち部の昇降や靴の着脱のためのものが設置できるようになっていること。	脱衣所	衣服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。	<input type="checkbox"/>
空間	手すり設置の基準													
階段	少なくとも片側(勾配が45度を超える場合にあっては両側)に、かつ、踏面の先端からの高さが700ミリメートルから900ミリメートルの位置に設けられていること。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合にあっては、この限りでない。													
便所	立ち座りのためのものが設けられていること。													
浴室	浴槽出入りのためのものが設けられていること。													
玄関	上がりかまち部の昇降や靴の着脱のためのものが設置できるようになっていること。													
脱衣所	衣服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。													
転落防止用 手すり	<p>転落防止のための手すりが、次の表の空間の項に掲げる場所ごとに、それぞれ手すりの設置の基準の項に掲げる基準に適合していること。ただし、外部の地面、床等からの高さが1メートル以下の範囲又は開閉できない窓その他転落のおそれのないものについては、この限りでない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>空間</th> <th>手すり設置の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バルコニー</td> <td>                     ① 腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という。)の高さが650ミリメートル以上1,100ミリメートル未満の場合にあっては、床面から1,100ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。                      ② 腰壁等の高さが300ミリメートル以上650ミリメートル未満の場合にあっては、腰壁等から800ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。                      ③ 腰壁等の高さが300ミリメートル未満の場合にあっては、床面から1,100ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。                 </td> </tr> <tr> <td>2階以上の窓</td> <td>                     ① 窓台その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「窓台等」という。)の高さが650ミリメートル以上800ミリメートル未満の場合にあっては、床面から800ミリメートル(3階以上の窓にあっては1,100ミリメートル)以上の高さに達するように設けられていること。                      ② 窓台等の高さが300ミリメートル以上650ミリメートル未満の場合にあっては、窓台等から800ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。                      ③ 窓台等の高さが300ミリメートル未満の場合にあっては、床面から1,100ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。                 </td> </tr> <tr> <td>廊下及び階段(開放されている側に限る。)</td> <td>                     ① 腰壁等の高さが650ミリメートル以上800ミリメートル未満の場合にあっては、床面(階段にあっては踏面の先端)から800ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。                      ② 腰壁等の高さが650ミリメートル未満の場合にあっては、腰壁等から800ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。                 </td> </tr> </tbody> </table>	空間	手すり設置の基準	バルコニー	① 腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という。)の高さが650ミリメートル以上1,100ミリメートル未満の場合にあっては、床面から1,100ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。 ② 腰壁等の高さが300ミリメートル以上650ミリメートル未満の場合にあっては、腰壁等から800ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。 ③ 腰壁等の高さが300ミリメートル未満の場合にあっては、床面から1,100ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。	2階以上の窓	① 窓台その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「窓台等」という。)の高さが650ミリメートル以上800ミリメートル未満の場合にあっては、床面から800ミリメートル(3階以上の窓にあっては1,100ミリメートル)以上の高さに達するように設けられていること。 ② 窓台等の高さが300ミリメートル以上650ミリメートル未満の場合にあっては、窓台等から800ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。 ③ 窓台等の高さが300ミリメートル未満の場合にあっては、床面から1,100ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。	廊下及び階段(開放されている側に限る。)	① 腰壁等の高さが650ミリメートル以上800ミリメートル未満の場合にあっては、床面(階段にあっては踏面の先端)から800ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。 ② 腰壁等の高さが650ミリメートル未満の場合にあっては、腰壁等から800ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。	<input type="checkbox"/>				
空間	手すり設置の基準													
バルコニー	① 腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という。)の高さが650ミリメートル以上1,100ミリメートル未満の場合にあっては、床面から1,100ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。 ② 腰壁等の高さが300ミリメートル以上650ミリメートル未満の場合にあっては、腰壁等から800ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。 ③ 腰壁等の高さが300ミリメートル未満の場合にあっては、床面から1,100ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。													
2階以上の窓	① 窓台その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「窓台等」という。)の高さが650ミリメートル以上800ミリメートル未満の場合にあっては、床面から800ミリメートル(3階以上の窓にあっては1,100ミリメートル)以上の高さに達するように設けられていること。 ② 窓台等の高さが300ミリメートル以上650ミリメートル未満の場合にあっては、窓台等から800ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。 ③ 窓台等の高さが300ミリメートル未満の場合にあっては、床面から1,100ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。													
廊下及び階段(開放されている側に限る。)	① 腰壁等の高さが650ミリメートル以上800ミリメートル未満の場合にあっては、床面(階段にあっては踏面の先端)から800ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。 ② 腰壁等の高さが650ミリメートル未満の場合にあっては、腰壁等から800ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。													
転落防止用 手すりの 手すり	<p>転落防止のための手すりの手すり子で床面(階段にあっては踏面の先端)及び腰壁等又は窓台等(腰壁等又は窓台等の高さが650ミリメートル未満の場合に限る。)からの高さが800ミリメートル以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110ミリメートル以下であること。</p>	<input type="checkbox"/>												
部屋の配置	<p>便所の配置 日常生活空間のうち、便所が特定寝室の存する階にあること。</p>	<input type="checkbox"/>												
便所及び 寝室	<p>便所 日常生活空間内の便所が次のいずれかに掲げる基準に適合し、かつ、当該便所の便器が腰掛け式であること。                      ① 長辺(軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。)が内法寸法で1,300ミリメートル以上であること。                      ② 便器の前方又は側方について、便器と壁の距離(ドアの開放により確保できる部分又は軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。)が500ミリメートル以上であること。</p> <p>寝室 特定寝室の面積が内法寸法で9平方メートル以上であること。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>												

「基準の内容欄」に記載の基準に適合していることを確認し、「申請者確認欄」にチェックを入れてください。  
 なお、専用部分に「階段」がないなど、該当しない項目についてはチェックは不要です。

2021年4月

設計検査申請書付表

サービス付き高齢者向け賃貸住宅バリアフリー基準チェックシート

共用部分

項目	基準の内容	申請者確認欄	
共用廊下	1 住戸から建物出入口、共用施設、他住戸その他の日常的に利用する空間に至る少なくとも一の経路上に存する共用廊下が、次に掲げる基準に適合していること。 (1) 共用廊下の床が、段差のない構造であること。	<input checked="" type="checkbox"/>	
	(2) 共用廊下の床に高低差が生じる場合にあっては、次に掲げる基準に適合していること。 ① 勾配が12分の1以下(高低差が80ミリメートル以下の場合にあっては8分の1以下)の傾斜路が設けられているか、又は、当該傾斜路及び段が併設されていること。 ② 段が設けられている場合にあっては、当該段が2の(1)の①から④までに掲げる基準に適合していること。	<input checked="" type="checkbox"/>	
	(3) 手すりが共用廊下(次の①及び②に掲げる部分を除く。)の少なくとも片側に、かつ、床面からの高さが700ミリメートルから900ミリメートルの位置に設けられていること。 ① 住戸その他の室の出入口、交差する動線がある部分その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分 ② エントランスホールその他手すりに沿って通行することが動線を著しく延長させる部分	<input checked="" type="checkbox"/>	
	(4) 直接外部に開放されている共用廊下(1階に存するものを除く。)にあっては、次に掲げる基準に適合していること。 ① 転落防止のための手すりが、腰壁等の高さが650ミリメートル以上1,100ミリメートル未満の場合にあっては床面から1,100ミリメートル以上の高さに、腰壁等の高さが650ミリメートル未満の場合にあっては腰壁等から1,100ミリメートル以上の高さに設けられていること。 ② 転落防止のための手すりの手すり足で床面及び腰壁等(腰壁等の高さが650ミリメートル未満の場合に限る。)からの高さが800ミリメートル以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110ミリメートル以下であること。	<input checked="" type="checkbox"/>	
主たる共用の階段	2 次に掲げる基準に適合していること。 (1) 次の①から④まで(住戸のある階においてエレベーターを利用できる場合にあっては、③及び④)に掲げる基準に適合していること。 ① 踏面が240ミリメートル以上であり、かつ、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550ミリメートル以上650ミリメートル以下であること。 ② 蹴込みが30ミリメートル以下であること。 ③ 最上段の通路等への食い込み部分及び最下段の通路等への突出部分が設けられていないこと。 ④ 手すりが、少なくとも片側に、かつ、踏面の先端からの高さが700ミリメートルから900ミリメートルの位置に設けられていること。 (2) 直接外部に開放されている主たる共用の階段にあっては、次に掲げる基準に適合していること。ただし、高さ1メートル以下の階段の部分については、この限りでない。 ① 転落防止のための手すりが、腰壁等の高さが650ミリメートル以上1,100ミリメートル未満の場合にあっては床面から1,100ミリメートル以上の高さに、腰壁等の高さが650ミリメートル未満の場合にあっては腰壁等から1,100ミリメートル以上の高さに設けられていること。 ② 転落防止のための手すりの手すり足で踏面の先端及び腰壁等(腰壁等の高さが650ミリメートル未満の場合に限る。)からの高さが800ミリメートル以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110ミリメートル以下であること。 (3) 住戸のある階においてエレベーターを利用できない場合にあっては、当該階から建物出入口のある階又はエレベーター停止階に至る主たる共用の階段の有効幅員が900ミリメートル以上であること。	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	エレベーター	3 住戸が建物出入口の存する階にある場合を除き、住戸からエレベーター又は共用の階段(1階分の移動に限る。)を利用し、建物出入口の存する階まで到達でき、かつ、エレベーターを利用せずに住戸から建物出入口に到達できる場合を除き、住戸からエレベーターを経て建物出入口に至る少なくとも一の経路上に存するエレベーター及びエレベーターホールが、次に掲げる基準に適合していること。 (1) エレベーター及びエレベーターホールの寸法が、次に掲げる基準に適合していること。 ① エレベーターの出入口の有効幅員が800ミリメートル以上であること。 ② エレベーターホールに一边を1,500ミリメートルとする正方形の空間を確保できるものであること。 (2) 建物の出入口からエレベーターホールまでの経路上の床が、段差のない構造であること。 (3) 建物出入口とエレベーターホールに高低差が生じる場合にあっては、次に掲げる基準に適合していること。 ① 勾配が12分の1以下の傾斜路及び段が併設されており、かつ、それぞれの有効な幅員が900ミリメートル以上であるか、又は、高低差が80ミリメートル以下で勾配が8分の1以下の傾斜路若しくは勾配が15分の1以下の傾斜路が設けられており、かつ、その有効な幅員が1,200ミリメートル以上であること。 ② 手すりが、傾斜路の少なくとも片側に、かつ、床面からの高さが700ミリメートルから900ミリメートルの位置に設けられていること。 ③ 段が設けられている場合にあっては、当該段が次のa～dに掲げる基準に適合していること。 a 踏面が240ミリメートル以上であり、かつ、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550ミリメートル以上650ミリメートル以下であること。 b 蹴込みが30ミリメートル以下であること。 c 最上段の通路等への食い込み部分及び最下段の通路等への突出部分が設けられていないこと。 d 手すりが、少なくとも片側に、かつ、踏面の先端からの高さが700ミリメートルから900ミリメートルの位置に設けられていること。	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>

2021年4月

「基準の内容欄」に記載の基準に適合していることを確認し、「申請者確認欄」にチェックを入れてください。  
なお、共用部分に「エレベーター」がないなど、該当しない項目についてはチェックは不要です。



竣工現場検査申請書(賃貸住宅)(第二面)

[適賃工第4号書式]

竣工現場検査申請書・適合証明申請書(賃貸住宅)  
(第二面)

令和  
融資

【対象区域】

住宅の一部又は全部が、枠内の区域に含まれていないことを確認してください。

融資種別が「賃貸住宅融資(省エネ住宅)」又は「賃貸住宅融資(サービス付き高齢者向け住宅)」の場合の確認事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>申請住宅が以下の区域内に含まれないことを確認             <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)</li> <li>・災害危険区域内の急傾斜地崩壊危険区域</li> <li>・災害危険区域内の地すべり防止区域</li> <li>・浸水被害防止区域(賃貸住宅融資(サービス付き高齢者向け住宅)に限る。)</li> </ul> </li> </ul> <p>(注) 申請住宅が上記の区域内に含まれる場合、賃貸住宅融資(省エネ住宅)及び賃貸住宅融資(サービス付き高齢者向け住宅)を利用することができないのでご注意ください。</p>			
工期	着工日	(元号) 令和 8 年 6 月 20 日	竣工予定日	(元号) 令和 9 年 5 月 24 日	
設計検査合格日		(元号) 令和 8 年 6 月 14 日	設計検査機関コード	0 0 0 0	
建築主 ※	建築主名				
	郵便番号・住所	〒( )-( )			
照会先 ※	名称・電話番号	( )-( )-( )			
	郵便番号・住所	〒( )-( )			
	区分	<input type="checkbox"/> 1.設計者 <input type="checkbox"/> 2.工事監理者 <input type="checkbox"/> 3.工事請負者 <input type="checkbox"/> 4.事業主 <input type="checkbox"/> 5.販売代理 <input type="checkbox"/> 6.その他( )			

【設計検査合格日】

【設計検査機関コード】

「設計検査に関する通知書」に記載されている設計検査の合格日と、設計検査を行った検査機関のコード番号を記入してください。

※ 申請者又は代理者と同様の場合は、記載を省略して差し支えありません。

<申請者確認事項>

- 独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」といいます。)の融資の利用に際しては、機構の定める次の要件に該当する必要があることについて知り、これらの要件について確認しています。
  - 賃貸住宅に関する技術的基準に適合していること。
  - 敷地面積、1戸当たりの床面積、対象住宅の延べ面積、全体の延べ面積に占める非住宅等の延べ面積の合計の割合、建設費等の賃貸住宅融資の額に適合していること。
- 申請住宅についての適合証明は、機構の定める物件検査方法により確認した範囲において、融資条件である技術基準への適合の可否を判断するためのものであり、申請者に対して住宅の施工上の瑕疵がないこと及び住宅の性能を保证するものではないことを承知しています。
- 申請住宅の建築に際し、都市再生特別措置法(平成12年法律第22号)第88条第1項の規定による届出(建築行為に係る届出に限りです。)をした場合、同条第3項及び第5項に規定する市町村長の勧告を受け、これに従わなかった旨の公表の措置を受けている場合は、当該申請住宅は賃貸住宅融資を利用できないことを承知しています。

<個人情報の取扱い>

1 個人情報を利用する業務の内容及び目的

検査機関は、個人情報の保護に関する法令に基づき、申請者(以下「お客さま」といいます。)から提供を受けた個人情報を次の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

(1) 業務内容

- ア 住宅に関する検査を行い、機構融資に関する技術的基準に適合することを証明する業務(以下「適合証明業務」といいます。)
- イ その他これらに付随する業務

(2) 利用目的

- 竣工現場検査の申請に際して取得した個人情報は、次の目的で利用します。
  - ア 検査機関が行う適合証明業務の実施のため
  - イ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
  - ウ その他お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため

2 機構等への個人情報の提供

検査機関は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第27条第1項各号に掲げる場合を除き、お客さまから提供を受けた個人情報を第三者に提供することはありません。ただし、個人情報の保護に関する法令に基づきお客さまの同意を得た上で、次表のとおり利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を機構等に提供することがあります。

個人情報の提供先	提供先の利用目的	提供する個人情報
機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>適合証明業務の適切かつ円滑な実施のために必要な情報の収集等</li> <li>機構が行う融資の対象となる住宅等の審査及びその他の事務</li> <li>住宅ローンや住宅関連の情報提供・市場調査や分析・統計の実施</li> <li>アンケートの実施等による機構に関連する商品やサービスの研究・開発</li> </ul>	竣工現場検査申請書に記載されたお客さまの属性等(氏名、住所、電話番号等)、申請に関する住宅情報(所在地、構造、面積、仕様等)

【照会先】

申請者又は代理者と異なる場合は、申請住宅の担当者の連絡先を記入してください。

2026年4月

竣工現場検査申請書(賃貸住宅)(第三面)

[適賃工第4号書式]

竣工現場検査申請書・適合証明申請書(賃貸住宅)  
適合証明書付表1(賃貸住宅)  
(第三面)

令和8年4月1日以後  
融資申込受理分から適用

現場検査合格日: 令和 年 月 日  
(適合証明日) 第 記載しないでください。 印

建物の構造等	構造 ※1	<input type="checkbox"/> 3.準耐火(6を除く) ( <input type="checkbox"/> 1.イ準耐 <input type="checkbox"/> 2.ロ準耐 <input type="checkbox"/> 3.省令準耐火* ) <input checked="" type="checkbox"/> 5.耐火 <input type="checkbox"/> 6.まちづくり省令準耐(耐久性) *機構承認住宅(省令準耐火構造タイプ)の場合:承認番号( )					
	階数	地上	4	階	地下	0	階
敷地面積	戸建型式	<input type="checkbox"/> 2.連続建て <input type="checkbox"/> 3.重ね建て <input checked="" type="checkbox"/> 1.一戸建て <input type="checkbox"/> 4.共同建て		住宅総戸数	24		戸
	敷地面積	765.08		棟数	1		棟
工法	工法	<input type="checkbox"/> 1.在来木造 <input type="checkbox"/> 2.プレハブ(木質系) <input type="checkbox"/> 3.プレハブ(鉄骨系) <input type="checkbox"/> 4.プレハブ(コンクリート系) <input type="checkbox"/> 5.枠組壁工法(ツーバイフォー工法) <input type="checkbox"/> 6.丸太組構法 <input checked="" type="checkbox"/> 7.鉄骨造・RC造等					
	機構承認住宅(設計登録タイプ)の場合	会社名( ) 承認番号( )					
非住宅等の融資有無 ※2	<input type="checkbox"/> 1.融資対象 <input type="checkbox"/> 2.融資対象外		複数棟の場合	<input type="checkbox"/> 1.全体総括 <input type="checkbox"/> 2.各棟(グループ)			

※1 建物の構造について、「6.まちづくり省令準耐(耐久性)」を選択する場合は、「3.準耐火(6を除く)」欄を選択しないでください。  
 ※2 非住宅等の融資対象・融資対象外の選択について  
 機構に融資申込みした内容に従い記入してください。なお、非住宅等が融資対象となる場合は、対象住宅に加え、非住宅等にも防火区画の基準が適用されますのでご注意ください。

○床面積表(賃貸住宅融資(サービス付き高齢者向け住宅)の場合は記入不要)

区分		戸数	面積(m <sup>2</sup> )	
対象住宅 (賃貸住宅融資(省エネ住宅) ・まちづくり融資(賃貸住宅))	対象住宅の1戸当たりの床面積合計[A]	戸	m <sup>2</sup>	
	対象住宅の延べ面積 [(A×定率 ※3) = B] 又は [(A+共用部分等の実測面積) = B]	-	m <sup>2</sup>	
非住宅等	非住宅	非住宅部分の延べ面積[E]	m <sup>2</sup>	
	その他住宅 (賃貸住宅の所有者の自宅、 小規模住宅等)	その他住宅の1戸当たりの床面積合計[C]	戸	m <sup>2</sup>
		その他住宅の延べ面積[(C×定率 ※3) = D]	-	m <sup>2</sup>
	非住宅等の延べ面積の合計[(D+E) = F]			m <sup>2</sup>
建物全体の延べ面積[(B+F) = G]			m <sup>2</sup>	

※3 定率について  
 1戸当たりの床面積の合計から延べ面積を算定する際の定率は次のとおり。  
 共同建てで地上階数6階以上の場合は、1.31  
 共同建てで地上階数5階以下の場合は、1.13  
 重ね建て・連続建ての場合は、1.00(割増なし)

<面積要件についての注意事項>  
 1戸当たりの床面積、敷地面積、対象住宅の延べ面積、建物全体の延べ面積に占める非住宅等の延べ面積の合計の割合については、適合証明においては申請された面積が適切に算定されていることを確認しております。下限値等の要件については機構に確認が必要です。

<複数棟一括申請  
複数棟  
敷地面積>

【工法】

プレハブ等の場合で機構承認住宅(設計登録タイプ)(※)である場合は、「機構承認住宅(設計登録タイプ)の場合」の会社名、承認番号を記入してください。  
 ※機構があらかじめ工法等について登録を行った住宅

グループごと及び全体の総括(住宅総戸数、

2026年4月

【戸建型式】

「1.一戸建て」は、まちづくり融資(賃貸)の場合のみ選択できます。

【階数】

建築確認と同じ階数を記入してください。

【住宅総戸数】

対象住宅の戸数とその他の住宅の戸数の合計戸数を記入してください。

【棟数】

賃貸住宅の棟数を記入してください(駐輪場等は除きます)。

【敷地面積】

建築確認と同じ敷地面積としてください(複数棟の住宅がある場合はその合計を記入してください)。

設計登録タイプの場合は、この書式を使用してください。

現場検査申請書付表

工事内容確認チェックシート(賃貸住宅融資・まちづくり融資(賃貸住宅))(1/2)

申請者名 **賃貸 建男**

工事監理者名 **住構建設 工事 監次郎**

(工事監理者がいない場合は、工事施工者が記名してください。)  
(申請者が工事監理者と同一の場合は工事監理者欄の記名は不要です。)

設計登録タイプ用

工事監理者又は工事施工者が記名してください。

私は、竣工現場検査の申請に当たり次表の基準に適合していることを確認しました。

基準項目	該当工法			基準の概要	申請者現場確認欄	備考
	木質系	鉄鋼系	コンクリート系			
構造全般	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構造に応じて提出された適合仕様シートに定められたとおりであること。</li> <li>・(耐火構造適合仕様シート、イ準耐火(1時間)構造適合仕様シート、イ準耐火(45分)構造適合仕様シート、ロ準耐火構造適合仕様シート又は省令準耐火構造適合仕様シートのいずれか。)</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/>	
接道	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として一般の交通の用に供する道に2m以上接していること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	
住宅の規模	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計検査申請書に記載された住宅の1戸当たりの床面積のとおり施工していること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	
住宅の規格	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃貸住宅融資(省エネ住宅)又はまちづくり融資(賃貸住宅)の場合原則として2以上の居住室並びに炊事室、便所及び浴室があること。</li> <li>・賃貸住宅融資(サービス付き高齢者向け住宅)の場合原則として居住室(1つでも可)、炊事室、便所及び浴室があること。ただし、共同して利用するための適切な炊事室又は浴室を備える場合は、各戸の炊事室又は浴室を設置しないことができる。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	
戸建型式(賃貸住宅融資のみ)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一戸建てでないこと(連続建て、重ね建て又は共同建てのいずれかであること。)</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	
断熱構造	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃貸住宅融資(省エネ住宅)の場合、設計内容説明書、計算書、設計図書等の内容が次の①又は②のいずれかの基準に適合していること。</li> <li>①一次エネルギー消費量等級5以上</li> <li>②トップランナー基準</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	
土台	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁に接する土台を木造とする場合は次の各号に適合していること。</li> <li>・耐久性の高い樹種を使用するかK3相当以上の防腐・防蟻処理(北海道・青森県はK2相当以上の防腐処理)を行うこと。</li> <li>・土台に接する外壁の下端には水切りを設けていること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	
外壁に基礎と接する直交集成板(CLT)を用いる場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次の全てに適合すること。</li> <li>(適合の場合、土台の基準に適合していることを要しない)</li> <li>・基礎と接する直交集成板が、外壁の構造等(地面からの高さ1m以内)及び土台の基準に掲げるものと同等の劣化の軽減に有効な措置</li> <li>・基礎と接する直交集成板の外壁側面下端の水切りが設けられている</li> <li>・当該直交集成板と基礎との間に防水上有効な措置</li> <li>・室内から床下への漏気による水蒸気の供給を遮断するための措置</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	
換気設備の設置	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の炊事室、浴室及び便所には次に掲げるいずれかの設備を設けること。</li> <li>ア 機械換気設備</li> <li>イ 換気のできる窓</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	
配管設備の点検	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(一戸建て、連続建て又は重ね建ての場合)</li> <li>・炊事室に設置される給排水その他の配管設備(配電管・ガス管を除く。)が仕上げ材等により隠されている場合には、配管設備を点検するために必要な開口又は掃除口による清掃を行うために必要な開口を仕上げ材等に設けていること。</li> <li>(共同建ての場合)</li> <li>・給排水その他の配管設備(配電管を除く。)で各戸で共有するものは、構造耐力上主要な部分である壁の内部に設けないこと。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	
区画	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅相互間、住宅と共用廊下の間等の区画は、原則として耐火構造又は1時間準耐火構造の界床・界壁で区画し、開口部には防火戸を設置していること。ただし、サービス付き高齢者向け住宅(施設共用型)の場合において、スプリンクラー設備を設ける住戸は、住戸と共用部分等との間の開口部を除く。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	
床の遮音構造(共同建ての場合に限り適用)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次のいずれかに掲げる基準に適合していること。</li> <li>ただし、サービス付き高齢者向け住宅(施設共用型)の場合を除く。</li> <li>・鉄筋コンクリート造の均質単板スラブにあっては、厚さ15cm以上であること。</li> <li>・鉄筋コンクリート造のボイドスラブにあっては、等価厚さが21cm以上であること。</li> <li>・鉄筋コンクリート造の均質単板スラブ及びボイドスラブ以外の床構造にあっては、重量衝撃音レベルが遮音等級Li、Fmax、r-65程度の遮音性能を有する構造であること。</li> <li>・鉄筋コンクリート造の均質単板スラブ及びボイドスラブ以外の床構造にあっては、評価方法基準8-1の(3)のロの①のd(相当スラブ厚さが11cm以上)に適合するものであること。</li> <li>・評価方法基準8-1の(3)のイの⑤のaに掲げる条件を満たす場合において、同aの表3に掲げる床仕上げ構造の重量衝撃音レベル低減量(以下「ΔL」といいます。)に応じ、等級換算スラブ厚が次に掲げる値以上であるもの。</li> <li>ア ΔLが+5dBの場合 同表の(イ)の項に掲げる等級のうち3の欄に掲げる値</li> <li>イ ΔLが0dB又は-5dBの場合 同表の(イ)の項に掲げる等級のうち2の欄に掲げる値</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	

2026年4月

該当工法欄に○印がある項目の「基準の概要欄」に記載の基準に適合していることを確認し、「申請者現場確認欄」にチェックを入れてください。なお、共同建て以外の場合は、「床の遮音構造」のチェックは不要です。

現場検査申請書付表

設計登録タイプ用

工事内容確認チェックシート(賃貸住宅融資・まちづくり融資(賃貸住宅))(2/2)

私は、竣工現場検査の申請に当たり次表の基準に適合していることを確認しました。

基準項目	該当工法			基準の概要 (あくまで概要ですので、工事内容の確認にあたっては、機構承認住宅(設計登録タイプ)の承認内容をよくご覧ください。)	申請者 現場 確認欄 <input checked="" type="checkbox"/>	備考
	木質系	鉄筋コンクリート	リコトク			
省エネルギー性	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	次の①又は②のいずれかに適合していること。 ①BELS評価書による場合 ・BELS評価書が提出され、記載内容のとおり施工されており、ZEH-Mに関する記載が確認できること。 また、ZEH-M Ready又はZEH-M Orientedの申請にあっては、それぞれの基準に定める適用条件に合致していること。 ②BELS評価書によらない場合 設計内容説明書、計算結果出力シート、記載図書等のとおり施工されており、次の全てに適合すること。 ・住棟内の各住戸が評価方法基準第5の5-1に定める断熱等性能等級の等級5以上(結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。)に適合していること。 ・共用部分を含めた住棟の一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギーを用いずに建築物エネルギー消費性能基準に比べ2割以上削減されていること。 ・ZEH-M Ready又はZEH-M Orientedの申請にあっては、それぞれの基準に定める適用条件に合致していること。	<input checked="" type="checkbox"/>	
耐久性・可変性	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	・長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)の規定により長期優良住宅建築等計画が認定された住宅。	<input type="checkbox"/>	
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	・設計内容説明書(子育て配慮賃貸住宅)又は子育て配慮賃貸住宅(安全性・防犯性)技術基準適合仕様シートに定められた内容のとおり施工されていること。	<input type="checkbox"/>	
優良な賃貸住宅基準(適用する場合に限る。)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	5戸以上の住戸(住戸数が5戸未満の場合は全住戸)が次の安全性及び防犯性の基準のすべてに適合していること。 1 安全性 次の(1)から(3)までに掲げる基準のすべてに適合すること。 (1)段差の解消 評価方法基準の第5の9-1の(3)のハの②に掲げる基準に適合すること。 (2)転倒防止用の手すり設置 次のアからウまでに掲げる基準のすべてに適合すること。 ア 玄関の上がり框の昇降を補助するための転すり等を設置、又は設置できるようにしていること。 イ 便所の立ち座りや姿勢保持をサポートするための手すりを設置、又は設置できるようにしていること。 ウ 浴室及び浴槽への出入りのため使いやすい位置に手すりを設置、又は設置できるようにしていること。 (3)転落防止用の手すり設置 次のア及びイの基準それぞれに適合すること。 ア バルコニー 次の(1)から(4)までに掲げる基準のすべてに適合すること。 (1) 手すりの形状は足がはまりがない形状であること。 (2) 腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という。)が生じる場合は、評価方法基準の第5の9-1の(3)のハの④のbに掲げる基準に適合すること。 (3) 手すり子の相互の間隔は、床面及び腰壁等(腰壁等の高さが650mm未満の場合に限る。)からの高さが800mm以内の部分に存するものについては、内法寸法で110mm以下とする。こと。 (4) 手すりの最下部とバルコニー床面(立ち上げがある場合は立ち上げの頂部)との間は、内法寸法で90mm以下とする。こと。 イ 2階以上の窓(バルコニーに面している掃き出し窓を除く。) 次の(1)及び(2)の基準それぞれに適合すること。 (1) 評価方法基準の第5の9-1の(3)のハの④のbに掲げる基準に適合すること。 (2) 手すりを設置する際には、手すり下地補強工事をした上で設置すること。	<input type="checkbox"/>	
				安全性・防犯性	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
遮音性(一戸建て以外の場合に限り適用)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	・設計内容説明書(子育て配慮賃貸住宅)に記載した内容のとおり施工されていること。	<input type="checkbox"/>	
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	5戸以上の住戸(住戸数が5戸未満の場合は全住戸)が次の1及び2の基準それぞれに適合していること。 1 界床の遮音構造について、重畳床衝撃音対策等級4以上又は相当スラブ厚さ20cm以上に適合すること。 2 界壁の遮音構造について、透過損失等級3以上に適合すること。	<input type="checkbox"/>	
賃貸住宅融資(サービス付き高齢者向け住宅)の基準	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	・サービス付き高齢者向け賃貸住宅(バリアフリー)基準チェックシートに定められたとおりであること。	<input type="checkbox"/>	

ZEH又は長期優良住宅を適用した住宅の場合、該当する項目にチェックを入れてください。

「賃貸住宅融資(サービス付き高齢者向け住宅)」の場合に適用される基準です。基準に適合していることを確認し、「申請者現場確認欄」にチェックを入れてください。

2028年4月

現場検

設計登録タイプ以外の場合、この書式を使用してください。

設計登録タイプ以外用

工事内容確認チェックシート（賃貸住宅融資（サービス付き高齢者向け住宅）（1/4）

申請者名 **賃貸 建男**

工事監理者名 **住構建設 工事 監次郎**

（工事監理者がいない場合は、工事施工者が記名してください。）  
（申請者が工事監理者と同一の場合は工事監理者欄の記名は不要です。）

私は、竣工現場検査の申請に当たり、次表の基準に適合していることを確認しました。

基準項目	該当工法				基準の概要	申請者 現場 確認欄	備考
	在 来 木 造	2 × 4	S 造	R C 造			
全般	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	・主要構造部を耐火構造とした住宅又は準耐火構造（省令準耐火構造を含む。）の住宅であること。	<input checked="" type="checkbox"/>	
構造 省令準耐火構造 の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	・外壁及び軒裏が防火構造であること。	<input checked="" type="checkbox"/>	
	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	・屋根は不燃材料で造り、又は葺くこと。	<input checked="" type="checkbox"/>	
	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	・天井及び壁の室内（窓）に面する部分は防火被覆されていること。 ※居室、浴室（ユニットバスの場合を含む。）、洗面脱衣室、便所、玄関、廊下、物置等	<input checked="" type="checkbox"/>	
	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	・防火上支障がない措置を講じていること。 （施工上、特に注意が必要な次のアからウまでを全て確認すること。）	<input checked="" type="checkbox"/>	
	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	ア 防火被覆材を貫通して設備器具（コンセントボックス、ダウンライト、換気ダクト等）を取り付ける場合、当該器具又は当該器具の裏面に当該部分に空隙が生じないよう（準）不燃材料で造り、又は覆うこと（設備器具の防火被覆材貫通部の措置が設計図書とおりであることを納品書、施工写真等により確認できること。）。	<input checked="" type="checkbox"/>	
	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	イ 壁又は天井の防火被覆を部分的に貫通する場合、当該木材の寸法は、防火被覆材を貫通する方向に30mm以上であること。貫通する木材と防火被覆との目地部分及び取合い部分には当て木を設けること。	<input checked="" type="checkbox"/>	
	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	ウ ①から③までの取合い部等には、ファイヤーストップ措置を講じていること。 ①床又は天井と壁の取合い部 ②壁と壁との取合い部 ③上階に床がある部分の天井内部における間仕切り壁と横梁材との間	<input checked="" type="checkbox"/>	
接道	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	・原則として一般の交通の用に供する道に2m以上接していること。	<input checked="" type="checkbox"/>	
住宅の規模	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	・設計検査申請書に記載された住宅の1戸当たりの床面積のとり方施工していること。	<input checked="" type="checkbox"/>	
戸建型式	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	・一戸建てでないこと（連続建て、重ね建て、共同建てのいずれかであること。）。	<input checked="" type="checkbox"/>	
土台	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	・外壁に接する土台を木造とする場合は次の各号に適合していること。 ・耐久性の高い樹種を使用するかR3相当以上の防腐・防蟻処理（北海道・青森県はR2相当以上の防腐処理）を行うこと。 ・土台に接する外壁の下端には水切りを設けていること。	<input checked="" type="checkbox"/>	
外壁に基礎と接する直交集成板（CLT）を用いる場合	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	・次の全てに適合すること。 （適合の場合、土台の基準に適合していることを要しない） ・基礎と接する直交集成板が、外壁の構造等（地面からの高さ1m以内）及び土台の基準に揚げるものと同等の劣化の軽減に有効な措置 ・基礎と接する直交集成板の外壁側面下端の水切りが設けられていること ・当該直交集成板と基礎との間に防火上有効な措置 ・室内から床下への漏気による水蒸気供給を遮断するための措置	<input checked="" type="checkbox"/>	
換気設備の設置	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	・住宅の炊事室、浴室及び便所に次に掲げるいずれかの設備を設けること。 ア 機械換気設備 イ 換気のできる窓	<input checked="" type="checkbox"/>	
配管設備の点検	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	（連続建て又は重ね建ての場合） ・炊事室に設置される給排水その他の配管設備（配水管・ガスを除く）が仕上げ材等により隠されている場合には、配管設備を点検するために必要な開口又は掃除口による清掃を行うために必要な開口を仕上げ材等に設けること。	<input checked="" type="checkbox"/>	
	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	（共同建ての場合） ・給排水その他の配管設備（配水管を除く）で各戸で共有するものは、構造耐力上主要な部分である壁の内部に設けないこと。	<input checked="" type="checkbox"/>	
区画	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	・住宅相互間、住宅と共用廊下の間等の区画は、原則として耐火構造又は1時間準耐火構造の界・界壁で区画し、開口部には防火戸を設置していること。 ただし、サービス付き高齢者向け住宅（施設共用型）の場合において、スプリンクラー設備を設ける住戸は、住戸と共用部分等との間の開口部を除く。	<input checked="" type="checkbox"/>	
床の遮音構造 （共同建ての場合に限り適用）	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	・次のいずれかに掲げる基準に適合していること。 ただし、サービス付き高齢者向け住宅（施設共用型）の場合を除く。 ・鉄筋コンクリート造の均質単板スラブにあっては、厚さ15cm以上であること。 ・鉄筋コンクリート造のポイドスラブにあっては、等価厚さが21cm以上であること。 ・鉄筋コンクリート造の均質単板スラブ及びポイドスラブ以外の床構造にあっては、重量衝撃音レベルが遮音等級L、Fmax、r=65程度の遮音性能を有する構造であること。 ・鉄筋コンクリート造の均質単板スラブ及びポイドスラブ以外の床構造にあっては、評価方法基準8-1の③の①の①d（相当スラブ厚さが11cm以上）に適合するものであること。 ・評価方法基準8-1の③の②の②aに掲げる条件を満たす場合において、同aの表31に掲げる床仕上げ構造の重量衝撃音レベル低減量（以下「ΔL」といいます。）に応じ、等級換算スラブが次に掲げる値以上であるもの。 ア ΔLが+5dBの場合 同表の①の①の項に掲げる等級のうち3の欄に掲げる値 イ ΔLが0dB又は-5dBの場合 同表の①の①の項に掲げる等級のうち2の欄に掲げる値	<input checked="" type="checkbox"/>	
住宅の規格	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	・原則として居住室（1つでも可）、炊事室、便所及び浴室があること。 ただし、共同して利用するための適切な炊事室又は浴室を備えた場合は、各戸の炊事室又は浴室を設置しないことができる。 次の①又は②のいずれかに適合していること。 ①BELS評価書による場合 ・BELS評価書が提出され、ZEH-Mに関する記載が確認できること。 また、ZEH-M Ready又はZEH-M Orientedの申請にあっては、それぞれの基準に定める適用条件に合致していること。 ②BELS評価書に示さない場合 設計内容説明書、計算結果出力シート、記載図書等の内容が次の全てに適合すること。 ・住棟内の各住戸が評価方法基準第5の5-1に定める断熱等性能等級の等級5以上（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）に適合していること。 ・共用部分を含めた住棟の一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギーを用いず建築物エネルギー消費性能基準に比べ2割以上削減されていること。 ・ZEH-M Ready又はZEH-M Orientedの申請にあっては、それぞれの基準に定める適用条件に合致していること。	<input checked="" type="checkbox"/>	
優良な賃貸住宅基準（適用する場合に限る。）	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	・長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の規定により長期優良住宅建築等計画が認定された住宅。	<input checked="" type="checkbox"/>	

工事監理者又は工事施工者が記名してください。

該当工法欄に○印がある項目の「基準の概要欄」に記載の基準に適合していることを確認し、「申請者現場確認欄」にチェックを入れてください。  
なお、共同建て以外の場合は、「床の遮音構造」のチェックは不要です。

設計登録タイプ以外の場合は、この書式を使用してください。

現場審査申請書付表

設計登録タイプ以外用

工事内容確認チェックシート（賃貸住宅融資（サービス付き高齢者向け住宅））（2/4）

専用部分（第一面）

私は、竣工現場検査の申請に当たり、次表の基準に適合していることを確認しました。

項目	基準の内容	申請者 現場 確認欄	備考	
段差	日常生活空間（高齢者の利用を想定する一の主たる玄関、便所、浴室、脱衣室、洗面所、寝室（以下「特定寝室」という。）、食事室及び特定寝室の存する階（接地階（地上階のうち最も低い位置に存する階をいう。）を除く。）にあるバルコニー、特定寝室の存する階にあるすべての居室並びにこれらを結ぶ一の主たる経路をいう。以下同じ。）内の床が、段差のない構造（5ミリメートル以下の段差が生じるものを含む。以下同じ。）であること。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。 ① 玄関の出入口の段差で、くつずりと玄関外側の高低差を20ミリメートル以下とし、かつ、くつずりと玄関土間の高低差を5ミリメートル以下としたもの ② 玄関の上がりかまちの段差 ③ 勝手口その他屋外に面する開口部（玄関を除く。以下「勝手口等」という。）の出入口及び上がりかまちの段差 ④ 居室の部分の床のうち次に掲げる基準に適合するものとその他の部分の床の300ミリメートル以上450ミリメートル以下の段差 a 介助用車いすの移動の妨げとならない位置に存すること。 b 面積が3平方メートル以上9平方メートル（当該居住室の面積が18平方メートル以下の場合にあつては、当該面積の2分の1）未満であること。 c 当該部分の面積の合計が、当該居室の面積の2分の1未満であること。 d 長辺（工事を伴わない撤去等により確保できる部分の長さを含む。）が1,500ミリメートル以上であること。 e その他の部分の床より高い位置にあること。 ⑤ 浴室の出入口の段差で、20ミリメートル以下の単純段差（立ち上りの部分が一の段差をいう。以下同じ。）としたもの又は浴室内外の高低差を120ミリメートル以下、またぎ高さを180ミリメートル以下とし、かつ、手すりを設置したもの ⑥ バルコニーの出入口の段差。ただし、接地階を有しない住戸にあつては、次に掲げるもの並びにバルコニーと踏み段（奥行きが300ミリメートル以上で幅が600ミリメートル以上であり、当該踏み段とバルコニーの端との距離が1,200ミリメートル以上であり、かつ、1段であるものに限る。以下同じ。）との段差及び踏み段とまちとの段差で180ミリメートル以下の単純段差としたものに限る。 a 180ミリメートル（踏み段を設ける場合にあつては、360ミリメートル）以下の単純段差としたもの b 250ミリメートル以下の単純段差とし、かつ、手すりを設置できるようにしたもの c 屋内側及び屋外側の高さが180ミリメートル以下のまたぎ段差（踏み段を設ける場合にあつては、屋内側の高さが180ミリメートル以下で屋外側の高さが360ミリメートル以下のまたぎ段差）とし、かつ、手すりを設置できるようにしたもの	<input checked="" type="checkbox"/>		
	日常生活空間外	日常生活空間外の床が、段差のない構造であること。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。 ① 玄関の出入口の段差 ② 玄関の上がりかまちの段差 ③ 勝手口等の出入口及び上がりかまちの段差 ④ バルコニーの出入口の段差 ⑤ 浴室の出入口の段差 ⑥ 室内又は室の部分の床とその他の部分の床の90ミリメートル以上の段差	<input checked="" type="checkbox"/>	
通路及び出入口の幅	通路の幅員	日常生活空間内の通路の有効な幅員が780ミリメートル（柱等の箇所にあつては、750ミリメートル）以上であること。	<input checked="" type="checkbox"/>	
	出入口の幅員	日常生活空間内の出入口（バルコニーの出入口及び勝手口等の出入口を除く。）の幅員（玄関及び浴室の出入口については、開き戸にあつては建具の厚み、引き戸にあつては引き残しを勘案した通行上有効な幅員とし、玄関及び浴室以外の出入口については、軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。）が750ミリメートル（浴室の出入口にあつては、600ミリメートル）以上であること。	<input checked="" type="checkbox"/>	
階段	階段の各部の寸法	住戸内の階段の各部の寸法は、次の各式に適合していること。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合にあつては、この限りでない。 イ 勾配が21分の22以下であり、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550ミリメートル以上650ミリメートル以下であり、かつ、踏面の寸法が195ミリメートル以上であること。 ロ 蹴込みが30ミリメートル以下であること。 ハ イに掲げる各部の寸法は、回り階段の部分においては、踏面の狭い方の端から300ミリメートルの位置における寸法とすること。ただし、次のいずれかに該当する部分にあつては、イの規定のうち各部の寸法に関するものは適用しないものとする。 ① 90度屈曲部分が下階の床から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が全て30度以上となる回り階段の部分 ② 90度屈曲部分が踊場から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が全て30度以上となる回り階段の部分 ③ 180度屈曲部分が4段で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が下から60度、30度並びに30度及び60度の順となる回り階段の部分	<input type="checkbox"/>	

2026年4月

該当する項目について、基準に適合していることを確認し、「申請者現場確認欄」にチェックを入れてください。なお、専用部分に「階段」がないなど、該当しない項目についてはチェックは不要です。

設計登録タイプ以外の場合は、この書式を使用してください。

現場審査申請書付表

設計登録タイプ以外用

工事内容確認チェックシート（賃貸住宅融資（サービス付き高齢者向け住宅））（3/4）

専用部分（第二面）

私は、竣工現場検査の申請に当たり、次表の基準に適合していることを確認しました。

項目	基準の内容	申請者 現場 確認欄	備考												
手すり	手すりが、次の表の空間の項に掲げる場所ごとに、それぞれ手すりの設置の基準の項に掲げる基準に適合していること。ただし、便所、浴室、玄関及び脱衣室にあつては、日常生活空間内に存するものに限る。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>空間</th> <th>手すり設置の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>階段</td> <td>少なくとも片側（勾配が45度を超える場合にあっては両側）に、かつ、踏面の先端からの高さが700ミリメートルから900ミリメートルの位置に設けられていること。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合にあっては、この限りでない。</td> </tr> <tr> <td>便所</td> <td>立ち座りのためのものが設けられていること。</td> </tr> <tr> <td>浴室</td> <td>浴槽出入りのためのものが設けられていること。</td> </tr> <tr> <td>玄関</td> <td>上がりがまち部の昇降や靴の着脱のためのものが設置できるようになっていること。</td> </tr> <tr> <td>脱衣所</td> <td>衣服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。</td> </tr> </tbody> </table>	空間	手すり設置の基準	階段	少なくとも片側（勾配が45度を超える場合にあっては両側）に、かつ、踏面の先端からの高さが700ミリメートルから900ミリメートルの位置に設けられていること。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合にあっては、この限りでない。	便所	立ち座りのためのものが設けられていること。	浴室	浴槽出入りのためのものが設けられていること。	玄関	上がりがまち部の昇降や靴の着脱のためのものが設置できるようになっていること。	脱衣所	衣服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。	■	
空間	手すり設置の基準														
階段	少なくとも片側（勾配が45度を超える場合にあっては両側）に、かつ、踏面の先端からの高さが700ミリメートルから900ミリメートルの位置に設けられていること。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合にあっては、この限りでない。														
便所	立ち座りのためのものが設けられていること。														
浴室	浴槽出入りのためのものが設けられていること。														
玄関	上がりがまち部の昇降や靴の着脱のためのものが設置できるようになっていること。														
脱衣所	衣服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。														
転落防止 用手すり	転落防止のための手すりが、次の表の空間の項に掲げる場所ごとに、それぞれ手すりの設置の基準の項に掲げる基準に適合していること。ただし、外部の地面、床等からの高さが1メートル以下の範囲又は開閉できない窓その他転落のおそれのないものについては、この限りでない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>空間</th> <th>手すり設置の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バルコニー</td> <td>① 腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分（以下「腰壁等」という。）の高さが650ミリメートル以上1,100ミリメートル未満の場合にあっては、床面から1,100ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。 ② 腰壁等の高さが300ミリメートル以上650ミリメートル未満の場合にあっては、腰壁等から800ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。 ③ 腰壁等の高さが300ミリメートル未満の場合にあっては、床面から1,100ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。</td> </tr> <tr> <td>2階以上の窓</td> <td>① 窓台その他足がかりとなるおそれのある部分（以下「窓台等」という。）の高さが650ミリメートル以上800ミリメートル未満の場合にあっては、床面から800ミリメートル（3階以上の窓にあっては、1,100ミリメートル）以上の高さに達するように設けられていること。 ② 窓台等の高さが300ミリメートル以上650ミリメートル未満の場合にあっては、窓台等から800ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。 ③ 窓台等の高さが300ミリメートル未満の場合にあっては、床面から1,100ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。</td> </tr> <tr> <td>廊下及び階段（開放されている側に限る。）</td> <td>① 腰壁等の高さが650ミリメートル以上800ミリメートル未満の場合にあっては、床面（階段にあっては踏面の先端）から800ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。 ② 腰壁等の高さが650ミリメートル未満の場合にあっては、腰壁等から800ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。</td> </tr> </tbody> </table>	空間	手すり設置の基準	バルコニー	① 腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分（以下「腰壁等」という。）の高さが650ミリメートル以上1,100ミリメートル未満の場合にあっては、床面から1,100ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。 ② 腰壁等の高さが300ミリメートル以上650ミリメートル未満の場合にあっては、腰壁等から800ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。 ③ 腰壁等の高さが300ミリメートル未満の場合にあっては、床面から1,100ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。	2階以上の窓	① 窓台その他足がかりとなるおそれのある部分（以下「窓台等」という。）の高さが650ミリメートル以上800ミリメートル未満の場合にあっては、床面から800ミリメートル（3階以上の窓にあっては、1,100ミリメートル）以上の高さに達するように設けられていること。 ② 窓台等の高さが300ミリメートル以上650ミリメートル未満の場合にあっては、窓台等から800ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。 ③ 窓台等の高さが300ミリメートル未満の場合にあっては、床面から1,100ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。	廊下及び階段（開放されている側に限る。）	① 腰壁等の高さが650ミリメートル以上800ミリメートル未満の場合にあっては、床面（階段にあっては踏面の先端）から800ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。 ② 腰壁等の高さが650ミリメートル未満の場合にあっては、腰壁等から800ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。	■					
空間	手すり設置の基準														
バルコニー	① 腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分（以下「腰壁等」という。）の高さが650ミリメートル以上1,100ミリメートル未満の場合にあっては、床面から1,100ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。 ② 腰壁等の高さが300ミリメートル以上650ミリメートル未満の場合にあっては、腰壁等から800ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。 ③ 腰壁等の高さが300ミリメートル未満の場合にあっては、床面から1,100ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。														
2階以上の窓	① 窓台その他足がかりとなるおそれのある部分（以下「窓台等」という。）の高さが650ミリメートル以上800ミリメートル未満の場合にあっては、床面から800ミリメートル（3階以上の窓にあっては、1,100ミリメートル）以上の高さに達するように設けられていること。 ② 窓台等の高さが300ミリメートル以上650ミリメートル未満の場合にあっては、窓台等から800ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。 ③ 窓台等の高さが300ミリメートル未満の場合にあっては、床面から1,100ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。														
廊下及び階段（開放されている側に限る。）	① 腰壁等の高さが650ミリメートル以上800ミリメートル未満の場合にあっては、床面（階段にあっては踏面の先端）から800ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。 ② 腰壁等の高さが650ミリメートル未満の場合にあっては、腰壁等から800ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。														
転落防止 用手すりの 手すり子	転落防止のための手すりの手すり子で床面（階段にあっては踏面の先端）及び腰壁等又は窓台等（腰壁等又は窓台等の高さが650ミリメートル未満の場合に限る。）からの高さが800ミリメートル以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110ミリメートル以下であること。	■													
部屋の配 置	日常生活空間のうち、便所が特定寝室の存する階にあること。	■													
便所及び 寝室	便所 日常生活空間内の便所が次のいずれかに掲げる基準に適合し、かつ、当該便所の便器が腰掛け式であること。 ① 長辺（軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。）が内法寸法で1,300ミリメートル以上であること。 ② 便器の前又は側方について、便器と壁の距離（ドアの開放により確保できる部分又は軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。）が500ミリメートル以上であること。 寝室 特定寝室の面積が内法寸法で9平方メートル以上であること。	■													

2026年4月

該当する項目について、基準に適合していることを確認し、「申請者現場確認欄」にチェックを入れてください。

設計登録タイプ以外の場合は、この書式を使用してください。

設計登録タイプ以外用

現場審査申請書付表

工事内容確認チェックシート（賃貸住宅融資（サービス付き高齢者向け住宅））（4/4）

共用部分

私は、竣工現場検査の申請に当たり、次表の基準に適合していることを確認しました。

基準項目	基準の概要	申請者 現場 確認欄	備考
共用廊下	1 住戸から建物出入口、共用施設、他住戸その他の日常的に利用する空間に至る少なくとも一の経路上に存する共用廊下が、次に掲げる基準に適合していること。 (1) 共用廊下の床が、段差のない構造であること。	<input checked="" type="checkbox"/>	
	(2) 共用廊下の床に高低差が生じる場合にあつては、次に掲げる基準に適合していること。 ① 勾配が12分の1以下（高低差が80ミリメートル以下の場合にあつては8分の1以下）の傾斜路が設けられているか、又は、当該傾斜路及び段が併設されていること。 ② 段が設けられている場合にあつては、当該段が2の(1)の①から④までに掲げる基準に適合していること。	<input checked="" type="checkbox"/>	
	(3) 手すりが共用廊下（次の①及び②に掲げる部分を除く。）の少なくとも片側に、かつ、床面からの高さが700ミリメートルから900ミリメートルの位置に設けられていること。 ① 住戸その他の室の出入口、交差する動線がある部分その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分 ② エントランスホールその他手すりに沿って通行することが動線を著しく延長させる部分	<input checked="" type="checkbox"/>	
	(4) 直接外部に開放されている共用廊下（1階に存するものを除く。）にあつては、次に掲げる基準に適合していること。 ① 転落防止のための手すりが、腰壁等の高さが650ミリメートル以上1,100ミリメートル未満の場合にあつては床面から1,100ミリメートル以上の高さ、腰壁等の高さが650ミリメートル未満の場合にあつては腰壁等から1,100ミリメートル以上の高さで設けられていること。 ② 転落防止のための手すりの手すり子で床面及び腰壁等（腰壁等の高さが650ミリメートル未満の場合に限る。）からの高さが800ミリメートル以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110ミリメートル以下であること。	<input checked="" type="checkbox"/>	
主たる共用の階段	2 次に掲げる基準に適合していること。 (1) 次の①から④まで（住戸のある階においてエレベーターを利用できる場合にあつては、③及び④）に掲げる基準に適合していること。 ① 踏面が240ミリメートル以上であり、かつ、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550ミリメートル以上650ミリメートル以下であること。 ② 蹴込みが30ミリメートル以下であること。 ③ 最上段の通路等への食い込み部分及び最下段の通路等への突出部分が設けられていないこと。 ④ 手すりが、少なくとも片側に、かつ、踏面の先端からの高さが700ミリメートルから900ミリメートルの位置に設けられていること。	<input checked="" type="checkbox"/>	
	(2) 直接外部に開放されている主たる共用の階段にあつては、次に掲げる基準に適合していること。ただし、高さ1メートル以下の階段の部分については、この限りでない。 ① 転落防止のための手すりが、腰壁等の高さが650ミリメートル以上1,100ミリメートル未満の場合にあつては踏面の先端から1,100ミリメートル以上の高さ、腰壁等の高さが650ミリメートル未満の場合にあつては腰壁等から1,100ミリメートル以上の高さで設けられていること。 ② 転落防止のための手すりの手すり子で踏面の先端及び腰壁等（腰壁等の高さが650ミリメートル未満の場合に限る。）からの高さが800ミリメートル以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110ミリメートル以下であること。	<input checked="" type="checkbox"/>	
	(3) 住戸のある階においてエレベーターを利用できない場合にあつては、当該階から建物出入口のある階又はエレベーター停止階に至る主たる共用の階段の有効幅員が900ミリメートル以上であること。	<input type="checkbox"/>	
エレベーター	3 住戸が建物出入口の存する階にある場合を除き、住戸からエレベーター又は共用の階段（1階分の移動に限る。）を利用し、建物出入口の存する階まで到達でき、かつ、エレベーターを利用せずに住戸から建物出入口に到達できる場合を除き、住戸からエレベーターを経て建物出入口に至る少なくとも一の経路上に存するエレベーター及びエレベーターホールが、次に掲げる基準に適合していること。 (1) エレベーター及びエレベーターホールの寸法が、次に掲げる基準に適合していること。 ① エレベーターの出入口の有効な幅員が800ミリメートル以上であること。 ② エレベーターホールに一边を1,500ミリメートルとする正方形の空間を確保できるものであること。	<input checked="" type="checkbox"/>	
	(2) 建物の出入口からエレベーターホールまでの経路上の床が、段差のない構造であること。	<input checked="" type="checkbox"/>	
	(3) 建物出入口とエレベーターホールに高低差が生じる場合にあつては、次に掲げる基準に適合していること。 ① 勾配が12分の1以下の傾斜路及び段が併設されており、かつ、それぞれの有効な幅員が900ミリメートル以上であるか、又は、高低差が80ミリメートル以下で勾配が8分の1以下の傾斜路若しくは勾配が15分の1以下の傾斜路が設けられており、かつ、その有効な幅員が1,200ミリメートル以上であること。 ② 手すりが、傾斜路の少なくとも片側に、かつ、床面からの高さが700ミリメートルから900ミリメートルの位置に設けられていること。 ③ 段が設けられている場合にあつては、当該段が次のa～dに掲げる基準に適合していること。 a 踏面が240ミリメートル以上であり、かつ、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550ミリメートル以上650ミリメートル以下であること。 b 蹴込みが30ミリメートル以下であること。 c 最上段の通路等への食い込み部分及び最下段の通路等への突出部分が設けられていないこと。 d 手すりが、少なくとも片側に、かつ、踏面の先端からの高さが700ミリメートルから900ミリメートルの位置に設けられていること。	<input checked="" type="checkbox"/>	

該当する項目について、基準に適合していることを確認し、「申請者現場確認欄」にチェックを入れてください。

2026年4月

## <住宅金融支援機構 賃貸住宅融資ご相談窓口一覧>

### サービス付き高齢者向け賃貸住宅建設融資の窓口

窓 口	営業エリア	所 在 地	連絡先
本店カスタマーサービス部 まちづくり業務グループ	沖縄県を除く全国	〒112-8570 東京都文京区後楽1丁目4-10	03-5800-8178

※お問合せ・お申込みは上記窓口へお願いします。

※営業時間 平日9:00~17:00(土日、祝日、年末年始を除く。)

【機構ホームページアドレス】 <https://www.jhf.go.jp/>